

開催日：令和 6 年 9 月 4 日

会議名：令和 6 年第 5 回定例会（第 2 日 9 月 4 日）

○西本ちかこ それでは、私からは、茨木市成年後見制度について、質問させていただきます。

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方に対して、財産管理や介護施設への入退所等についての契約や、遺産分配などの法律行為を代理人が保護し、支援する制度です。

国では、令和 4 年 3 月 25 日に閣議決定し、第二期成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。策定の必要性としては、以下のように述べています。

平成 29 年から令和 3 年まで、第一期計画として権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、安心して成年後見制度を利用できる環境整備などを進めてきたが、他方では、成年後見人らが意思決定支援や身上保護を重視しない場合があり、利用者の不安や不満につながっているといった指摘がされています。

本市で今年 3 月に策定された地域福祉計画（第 4 次）の基本目標 4 の成年後見制度利用促進計画の中から質問させていただきます。

まず、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについてです。

成年後見制度利用促進計画には、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりが施策の主な取組に上げられています。こちらは国の一期の計画から本市の取組について体制づくりがあったものなのか、現在の本市の体制について、お聞かせください。

○森岡福祉部長 本市における成年後見制度利用計画は、令和 6 年 3 月に策定した茨木市地域福祉計画（第 4 次）に包含するものとして新たに位置づけました。

計画を実施していく中で、権利擁護支援の地域ネットワークづくり、中核機関の整備等の構築を推進してまいります。

○西本ちかこ では、意思決定支援について、お聞きします。

障害者や認知症の方の意思を尊重し、人権を守るため、最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉協会で構成された意思決定支援ワーキング・グループが、2020 年（令和 2 年）に意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインを作成し、厚生労働省は明らかにしています。

このガイドライン策定の背景としては、実務において本人の判断能力が低下していることを理由に、本人の意思や希望への配慮や支援者等との接触のないまま後見人等自身の価値観に基づき権限を行使するなどといった反省すべき実例があったと

説明されています。

2000年の成年後見制度発足以来、財産保全のみの観点のみ重視され、本人の意思尊重の視点が十分でないなどの課題が指摘されており、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があるとしています。

また、令和4年度閣議決定の国の第二期後見制度利用促進基本計画には、意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、意思決定支援の理念が地域に浸透することによって、成年後見制度を含む必要な支援に適時適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にもかなうことになるとあります。

本市においても、茨木市成年後見制度利用促進計画に、権利擁護支援の必要な人の発見、支援、早期の段階からの相談体制の整備、意思決定支援、身上保護を重視した支援体制の構築を推進するとありますが、この権利擁護と意思決定支援の認識について、本市の福祉行政においてどのように受け止めておられるのか、お考えと取組状況をお聞かせください。

○森岡福祉部長 認知症や障害等により判断能力が十分でない方であっても、地域で自分らしく生活できるようにすることが大切であると認識しております。

関係機関と連携し、地域ネットワークづくりや中核機関の整備等を進めてまいります。

○西本ちかこ では、権利擁護相談センターいばらきの開設について、お聞きします。

権利擁護相談センターいばらきの開設の必要性は、障害者や認知症の方への意思を尊重し、関わる人からの虐待があれば、虐待を受けたり虐待を受ける可能性を予防して本人の人権を守るところにあるのではと思いますが、このたび成年後見制度利用促進計画にある権利擁護支援センターいばらきの開設に至った経緯とその目的、本市の役割と連携について、お聞かせください。

○森岡福祉部長 高齢化の進展や障害者の地域生活への移行等に伴い、今後も高齢者等が増加していくと見込まれることから、高齢や障害等で判断能力が不十分な方であっても、住み慣れたまちで安全・安心に暮らすことができるよう、社会福祉協議会において開設されています。

本市の役割といたしましては、円滑かつ適正な運営を確保するため、運営費への財政的支援のほか、学識経験者や弁護士等で構成される運営委員会に委員として参画をしております。

○西本ちかこ では、障害者・高齢者虐待防止ネットワークとの連携はどのように取られているのでしょうか。

○森岡福祉部長 権利擁護相談センターいばらきを設置しています社会福祉協議会は、障害者・高齢者虐待防止ネットワークの構成メンバーでありますので、ケースに応じて適切に連携を取ってまいります。

○西本ちかこ 続きまして、成年後見制度に関するご相談窓口について、お伺いします。

成年後見制度や後見人に関するご相談は、これまでこういったものがあり、年間どれくらい、どの部署で受けられていますか。

○中井市民文化部長 成年後見制度に関する相談窓口ですが、市民生活相談課で実施しております弁護士による法律相談や、司法書士相談でも受付をしており、その中には成年後見制度等の相談が含まれていると思いますが、内容や件数等の把握はしておりません。

なお、全体の相談件数は、令和3年度、令和4年度、令和5年度の順で申し上げますと、法律相談が1,678件、1,904件、1,942件、司法書士相談が134件、153件、162件となっております。

○森岡福祉部長 制度概要や利用方法等の相談は、地域福祉課で受付をしておりますが、件数は把握をしておりません。

○西本ちかこ 地域福祉課では、現在は制度概要や利用方法などの相談は受け付けているということです。

また、市民生活相談課の無料法律相談は、年々増加をしているということが分かりましたが、成年後見制度に限ったものではないということです。

それでは、市民の方からのご相談について、ご質問させていただきます。

法定後見制度は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人を選任する仕組みで、任意後見制度は、判断能力があるうちに本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組みということですが、このたび市民の方からご相談を受けました。ご本人が認知症になる前に公正証書により任意後見契約を締結した、本人の長年の同性パートナーで別世帯同居をする方について、結局数年後に本人の後見人には別の親族からの申立てにより裁判所が選んだ弁護士が法定後見人となったが、本人のパートナーは後見人となった弁護士との間で本人のケアについてのコミュニケーション不全となり、本人の施設入居まで法定後見人に決められてしまい、会えない状況に

なられました。

このことについて、市民生活相談課のほうでは、事前ヒアリングでは相続のご相談として受付をされておりました。このことについて、この相談者からは、今係争中になってる弁護士からは、認知症や介護や後見の問題として扱われるべきではなかったのでしょうかといったご相談でした。

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画には、後見人等に関する苦情等への適切な対応という項目に、市町村中核機関は、身上保護に関する支援への苦情について、その解決に向けて関係者と連携した対応（福祉、医療等のサービスの調整を含む）を行い、さらに必要に応じて専門職団体と連携して対応するほか、不適切な事案については家庭裁判所に連絡するとあります。

市民生活相談課では、多くのご相談については市民の方のプライバシーに関わることから、詳細についてはお聞きせず、どの分野の相談かを聞き、無料法律相談につながれると事前ヒアリングでお聞きしました。

認知症高齢者が増加するであろういわゆる2025年問題では、成年後見制度についてということだけでなく、後見人についての多様な相談が増加することが予想されます。

今後、市民生活相談課など、相談窓口はどこになるのでしょうか。権利擁護相談センターいばらきや地域福祉課がどのように連携し、どのように地域連携ネットワークにつながっていかれるのでしょうか、お聞かせください。

○森岡福祉部長 相談内容等を十分に共有するなど、庁内関係課や関係機関と連携し、相談者等の意向に応じて適切に対応できるよう、努めてまいります。

○中井市民文化部長 地域連携ネットワーク等との連携につきましては、相談者が希望される場合には、必要に応じて相談内容の聞き取り等を行い、庁内関係課や関係機関につなぐなど、引き続き適切に連携してまいります。

○西本ちかこ ありがとうございます。

今回のご相談者は、無料法律相談の後、大阪弁護士会経由で弁護士を紹介され、係争中になりました。

市民生活相談課は、相談内容が専門知識を必要とすること、個人情報に関わることなどから、無料法律相談前後に内容を伺ったり、フィードバックのためのお声がけをすることは難しいとのことをお聞きしました。今回の方のようなご相談について、庁内関係課や関係機関につながっていないのではと懸念をいたしております。

ご相談について、市民の方がどこへ相談してよいか分からない、こういったご相談に対して、寄り添い、アンテナを張っていただくように要望したいと思います。

地域福祉課と連携を取り、権利擁護相談センターいばらきや、これから整備されていく地域連携ネットワークにつないでいただくための周知についてはどのようにお考えか、見解をお聞かせください。

○中井市民文化部長 周知についてでございます。

現在も市民生活相談課のパンフレットスタンドに成年後見制度に関する市民向けの案内等を設置しておりますが、今後も引き続き関係課等と連携を図り、必要な周知に努めてまいります。

○西本ちかこ まさに今回、そのために地域連携ネットワークがこれからつくられていくというところなんですけれども、国がこの計画で示している権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりでは、市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から都道府県が主体的に取り組むことも重要とも書かれています。

地域連携ネットワークには、後見人だけでなく、本人に身近な家族など、これは親族に限ったことではありませんので、今回のご相談者も含まれますが、福祉行政、法律専門職など、地域の相談支援機関や中核機関、市町村も入っています。

令和8年までの成年後見制度利用促進計画の目標として社会福祉協議会が権利擁護相談支援センターをつくられたことには、その一歩として期待を大変しておりますが、成年後見制度について、後見人についてのお悩みやお困り事について、庁内関係課では寄り添っていただき、後見人お一人の意見で決定していくのではなく、認知症の方、障害をお持ちの方のご本人の人権を尊重し、本人主体で本人の意思決定を支援し、成年後見制度を安心して利用していただけるような体制を取っていただくよう、また、地域連携ネットワークづくりに向けて進めていただくよう、要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、2問目、こちら関西万博児童招待事業についてですが、他の議員の質問と重なる点もございますが、ご了承ください。

子どもたちが安全に1日を過ごし、国内や様々な国のパビリオンでの体験が将来の夢につながることを願います。

6月議会の会派を代表しての質問では、この事業の児童・生徒の引率について、学校長の判断なのか、どのように主体的に安全確認と確保を行うのかという問いに対しまして、市長のご答弁では、校外学習の行き先等については校長が判断することになっており、市としては校長の判断材料となる情報提供に努める。下見を行うなど、移動時や会場内等で想定される状況に対して事前に教職員で対応策を共有するとともに、児童・生徒に対しても事前指導が必要である。安全確保は大前提であり、今後の大阪府からの情報を基に不明な点について確認を行い、安全が確保され

ないと判断した場合、校外学習としての参加は見合わせるとのことでした。

6月議会後のこの事業に関わる本市の現況について、お聞かせください。

○青木学校教育部長 7月4日に府教育庁主催臨時事務担当者説明会、7月10日に2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業説明会に出席いたしました。

内容につきましては、学校単位での招待事業に係る意向調査の結果や今後のスケジュールについて示されましたが、特に新たなものはございませんでした。

7月4日の説明会の際に、本市小中学校からの質問を集約し、府教育庁に提出しております。

また、8月21日付で府教育庁から各市町村からの質問への回答が示され、市教育委員会から小中学校管理職に送付いたしました。

○西本ちかこ では、メタンガスの発生について現在はどうなのか、火気厳禁であることの危険性についての把握、埋立地である夢洲での災害発生など有事の際の避難想定について、把握をされていることがありましたらお聞かせください。

○青木学校教育部長 メタンガスは5か所で検知されており、便器や配管周囲にシール等の設置、強制換気やガス検知器の設置を行うとともに、ガス濃度測定を継続的に実施し、博覧会協会ホームページにて測定値を毎日お知らせすることを検討していると示されました。

災害については、南海トラフ巨大地震や津波を想定し、災害時には迅速な救急搬送ができる体制、避難できる建物内への誘導、救護スペースの設置、食料・水等の備蓄品が用意されると聞いております。

○西本ちかこ ありがとうございます。

では、本市が考える安全確認と確保は、何をもち安全確保と考えられるのか、仮定している不測の事態などはどのようなことを想定されているのか、それについては府に対して投げかけていることがあるのか、お示してください。

また、交通手段について、各学校が希望する交通手段で行くことができるのか、保護者負担についてはどうなのか、現況をお聞かせください。

○青木学校教育部長 安全確認の確保につきましては、十分な下見の実施、こどもたちの安心・安全に向けた場所の提供や交通手段の確保と考えております。

また、災害時の対応や熱中症対策等につきましても、既に府に投げかけをしており、今後も疑問の残る部分については確認を進めてまいります。

交通手段、保護者負担につきましては、各学校が希望する交通手段で行くことが

できない可能性があるという聞いております。

また、入場料以外の費用につきまして、他の校外学習と同様、保護者負担となっております。

○西本ちかこ 続きまして、日程について、各学校が行ける日程、行きたい日程はかなり重なりと想像しますが、各学校のスケジュール調整について、6月の文教常任委員会での他の議員からの質問では、委託事業者が担っているということでしたが、委託事業者とはどのような調整が行われているのか、委託事業者が担う業務はどのような業務で、その進捗はどのようなようであるか、把握をしているようでしたらお聞かせください。

また、校外学習として、校長が判断するために事前に行う各学校の下見について、何か示されているでしょうか、お聞かせください。

○青木学校教育部長 委託事業者が担う業務については、本市としては把握しておりません。

下見につきましては、学校団体は1団体当たり添乗員を含め最大3人、1来場単位につき1回とされておりますが、工事期間中の会場内視察は危険を伴うため、受け入れることができないこと、下見が可能となる具体的な日程、またその決定時期については、判明次第、知らせることが併せて示されております。

○西本ちかこ では、この下見については、教育委員会も行かれる予定でしょうか。

○青木学校教育部長 教育委員会では予定しておりません。

○西本ちかこ 教育委員会の下見については、本市だけが希望してできるものではないということかもしれませんが、通常の校外学習と違い不安な点も多いことから、ご検討いただきたいと思いますと思っております。

また、委託事業者を通じて希望の日時のスケジュール調整が始まっているとも耳にしました。まだ期間はありますが、安全確保については慎重に行っていただき、疑問が残る部分についての確認につきましても、諦めることなく学校への情報提供をよろしく願いをいたします。

以上でこちらについての質問は終わらせていただきます。

続きまして、大きな3問目、土のうステーションについて、お伺いします。

土のうの補充についてです。

地域の方から土のうステーションの土のうがなくなっているが、台風の上陸を前

に他の地域も含めて大丈夫でしょうかと、8月28日水曜日に問合せがありました。

台風10号は強い勢いで29日頃に西日本に上陸かとの日本気象協会からの発信もあり、土のうが持ち出された可能性もありますが、今回の非常に大きな台風上陸の報道を受けて、全地域の土のうステーションのチェックは行われていたのでしょうか。土のうステーションは何か所あり、今回のような台風情報はもちろん、定期的な確認は行われているのでしょうか。

○藤田建設部長 土のうステーションは、市内全体で27か所、28基を設置しております。

台風など浸水災害の危険が予測される前に点検を行い、不足がある場合は適宜補充を行っております。

○西本ちかこ 今回のようになくなっていった場合、どのようにして市のご担当者は知ることができるのでしょうか。

○藤田建設部長 確認につきましては、市職員による点検及び市民の方からのご連絡により状況を把握しております。

○西本ちかこ 当初の報道では、8月29日に関西を直撃するとのことでしたが、29日に補充をされたということによろしいのでしょうか。

○藤田建設部長 補充時期につきまして、台風の動向を注視し、接近前の8月28日に全ての土のうステーションの状況確認を行い、29日と30日に不足分の補充を行っております。

○西本ちかこ 地域の方は、定期的な補充があると思っています。私も知りませんでした。

土のうのケースの中には、連絡をくださいとのプレートがつけられていることが今回分かりましたが、小さな案内表示で文字も小さいものでした。今回最後に使用した方も連絡をすべきと分からなかったと思います。

最近はやせぬ集中的なゲリラ豪雨が増えていますので、大きく分かりやすく、そしてお手数ですが必ずご連絡をお願いしますといったような表示をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。